

平成30年度住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）に係る総合的検討事業を実施する者の公募について

平成30年2月21日
国土交通省住宅局長 伊藤 明子

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」の各取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を実施する者の公募について公示する。

※本公募は、平成30年度予算によるものであり、平成30年度予算成立が事業実施の前提となる。
本公募は、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」を実施する者に関する公募ではなく、「仕組みの開発・周知・試行事業」を実施する者が開発する個々の仕組み等に係る横断的な調査分析等の総合的検討を実施するものである。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）に係る総合的検討事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」の各取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、良質な住宅ストックの資産価値が適正に評価され、維持管理にインセンティブが働き、また流通が促進される健全な中古住宅・リフォーム市場の形成に資することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」を実施する者の取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成30年4月上旬 ～ 平成31年2月28日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有し

ていること。

- (3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 担当：田窪、石田

電話 03-5253-8111(内線39-448、39-432)

電子メール takubo-s23v@mlit.go.jp、ishida-s2cy@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成30年2月21日から平成30年3月13日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体で手交、又は電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申請書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成30年3月13日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。(電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎Pro,Pro2」「Microsoft Word2003~2013」「Microsoft Excel2003~2013」「Adobe Acrobat Reader4.0~9」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 申請書に虚偽の記載を行った場合には、当該申請書を無効とするとともに、申請者に対して、補助事業者の取り消しを行うことがある。
- (5) 採択された申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (6) その他詳細は説明書による。